

# 平成29年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 平成29年 9月 1日 午前 10時00分  
閉会日時 同 上 午後 0時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一  
同職務代理者 日高 芳一  
委 員 齋藤 初夫  
委 員 塚本 亨  
委 員 天宮 久嘉  
委 員 大里 豊子

## 議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	忠 宏彰	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・学校教育支援担当課長	柿澤 幹夫
・統括指導主事	塩尻 浩	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・生涯学習課長	小曾根 豊
・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄	・中央図書館長	鈴木 誠

## 書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。出席者が定足数に達しておりますので、平成29年教育委員会第9回定例会を開催したいと思います。

本日の会議録の署名は私に加え日高委員と齋藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は議案が6件、報告事項12件、その他3件となっております。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。本日3名の傍聴の申し出がありました。許可したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは傍聴を許可することにいたしますが、本日は意見聴取関係の議案が5件ございますので、意見聴取関係の議案について審議した後、傍聴人の入室を許可したいと思います。

それでは議事に入ります。議案第32号「平成29年度葛飾区一般会計補正予算(第2号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第32号「平成29年度葛飾区一般会計補正予算(第2号・教育費)に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。なおこの提案理由につきましては第36号まで同様ですので、以後は省略させていただきます。別添の予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは補正予算書の8ページをお開きください。「1 図書館管理運営経費」でございます。こちらが1億7,170万円となっております。内訳でございますけれども、(1)新宿図書センター整備経費のうち①内装整備設計委託費でございます。こちらが150万円となっております。葛飾赤十字産院に併設される新宿図書センターの内装工事の設計を委託するものでございます。

次に②の解体工事費。こちらが1億7,020万円となっております。こちらにつきましては既存の新宿図書センターの解体経費でございます。債務負担行為の補正についてはあわせて11ページをごらんいただきたいと思います。と思っております。

続きまして10ページをごらんください。「1 運動場等整備経費」でございます。こちらは3,100万円でございます。(1)のフィットネスパーク整備経費のうち、スポーツ施設整備工事費が3,100万円となっております。多目的広場の人工芝の充填材を樹脂質に変更することによる工事費の増分でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** ただ今のご提案に関しましては既に当委員会ですでにるるご説明いただいた経緯を踏まえての議題となっていると理解してございますので、この件に関しては異論ございません。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 32 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは異議なしと認め、議案第 32 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、議案第 33 号「職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第 33 号「職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてでございます。こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりください。提案理由でございますけれども、退職した職員の再就職状況の公表について定めるほか、規定の整備をする必要があるため本案を提出するものです。具体的な改正内容につきましては次頁の新旧対照表をごらんください。

これまで条例第 3 条の規定により、離職後 2 年間に於いて営利企業等に再就職した管理職員を対象として再就職先等の情報を葛飾区教育委員会へ届け出ることを義務づけておりました。

今回の改正は新たに第 4 条、第 5 条を新設し、この届け出を受けた事項について葛飾区教育委員会が葛飾区長に報告すること、葛飾区長が報告を取りまとめて公表することの 2 件を新たに定めるものでございます。

なお、公表の期限及び方法並びに公表事項については条例改正後に別途規則で定める予定でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長** それではただ今の説明について、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 33 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 33 号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 34 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは議案第 34 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明をいたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。条例の議案は 3 枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきながらご説明させていただきたいと思っております。

改正の内容になりますけれども、従前より本条例の内容、東京都における都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、これに内容を合わせているところでございますが、都条例の規定が本年 6 月に改正されたことに伴いまして、その内容を反映させるものでございます。

具体的には 2 点ございまして、まず 1 点目が扶養親族に係る補償基礎額の加算に関する改正でございまして、新旧対照表の 1 枚目に記載してございます条例第 4 条の改正となっております。こちらの改正に先立ちまして、東京都の職員の給与に関する条例が都の人事院勧告に基づきまして改正されましたが、この中で扶養手当の支給対象区分及び手当の額などが改正されているところでございます。

この扶養手当の改正は配偶者に係る手当を月額 1 万 3,500 円から 6,000 円、それから子に係る手当を月額 6,000 円から 9,000 円にするといった改正でございまして、公務災害補償の補償基礎額の算定といたしましては、これらの手当を 30 日、つまり日額に割りかえして公務災害補償の基礎額の加算額として都条例で定めたところでございます。

内容が同じですので、今回の区の条例でご説明させていただきますと、例えば新旧対照表 1 枚目の中ほど、区条例の第 4 条第 3 項をごらんいただきますと、同項第 1 号に規定する配偶者分の加算額、これが改正前で 450 円となっているわけでございますが、こちらを日額から月額に 30 を乗じますと 1 万 3,500 円になっているという計算になってございます。

都の扶養手当といたしましてはこれが 6,000 円に改正されているということで、日額では同項第 1 号に規定しているとおり額が 200 円になるとそんな仕組みになっております。ともに、各扶養親族の区分ごとに各号に定める額を新旧対照表の右側、下線のとおりに改正しているということでございます。

次に改正点の 2 点目ですが、新旧対照表の 1 枚目の裏面から、次のページをごらんいただきますと、区条例第 12 条第 2 項で定めてございます介護補償の限度額の改正ということでございます。

こちらは東京都が国の災害補償制度で定めます介護補償の学校医を都条例に反映させたことに伴う改正でございまして、改正額は改正後の12条の2項、各号に記載のとおりというところでございます。

改正の内容は以上でございます。施行期日につきましては公布の日から発行させていただきます。そのほか付則におきまして、ただいま説明させていただきましたそれぞれの取り扱いについて経過措置期間を設けてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** それではただいまの説明について何かご質問ございますか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** よくわからないので、教えていただきたいのですけれども、改正案の3号のところに「経験年数が16年以上の学校医」とあります。16年以上については3号になるということとは、何か措置があったのか。ちょっとその辺のところの説明が欲しいと思います。

**○教育長** 学務課長。

**○学務課長** こちらにつきましては東京都の給与表になるのですけれども、部長級以上については扶養手当が今支給されない形になっているのです。それを今回反映させていると聞いております。

**○教育長** よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

それでは特にご質問がないようなので、お諮りしたいと思います。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決とすることといたします。

引き続きまして議案第35号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場走路等改修工事請負契約締結に関する意見聴取」について上程いたします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは議案第35号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場走路等改修工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

1枚おめくりいただきまして記書き以降となりますが、「2 工事箇所」につきまして葛飾区奥戸七丁目17番1号、葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場となります。

「4 契約金額」は6億1,452万円でございます。契約の相手方は桂・奥建設共同企業体のJVでございます。構成員といたしましては代表構成員が株式会社桂造園、葛飾区亀有三丁目33番2号。構成員が奥アンツーカ株式会社、大阪府東大阪市長田東三丁目2番7号。代理人

といたしまして奥アンツーカ株式会社東京支店、台東区三筋一丁目10番4号でございます。

「工期」につきましては契約締結の翌日から平成30年6月29日までとなります。次ページには全天候舗装及び人工芝舗装、それぞれの面積と外周擁壁改修延長距離等を参考といたしまして記載してございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 生涯スポーツ課長から過年度より、ご提案いただいております。オリパラに間に合わないことは本当に残念ですが、陸連ではすでに認可されているという競技場でございます。

そして8レーンのトラックになり、さらにフルピッチになるというお話も伺っていますので、区民にとっても大切な施設、子どもたちにとっても大切な施設ですから、鋭意努力をさせていただきたく思います。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決といたしました。

引き続き議案第36号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」について上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは議案第36号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

別添の葛飾区体育施設の指定管理者の指定案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして記書き以降となりますが、今回、指定管理者を指定いたします体育施設につきましては、平成30年4月より供用を開始いたします葛飾区水元総合スポーツセンターテニスコートと葛飾区水元総合スポーツセンター水元多目的広場の2施設でございます。

「2 指定する指定管理者」につきましては現在、水元総合スポーツセンター体育館を管理運営しております住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

本区におきましては指定管理者を指定する際には、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、特別の事情があると認められる場合を除き、公募を実施することとなっておりますが、このたび指定いたします水元総合スポーツセンターテ

ニスコート及び水元多目的広場の二つの屋外運動施設につきましては既に指定管理者によりまず管理運営を行っております水元総合スポーツセンター体育館と一体の施設でございまして、水元総合スポーツセンターの一部の運動施設として整備をしております。

利用受付、更衣室等も体育館と共用する施設設計となっておりますので、水元総合スポーツセンターとして受付業務、維持管理業務等の管理体制を実現し、利用者に均一的なサービスを提供していくためには、体育館と同一の指定管理者による管理運営が必要となります。このため、公募による選定は行わず、現行の指定管理者を指定するものでございます。

「3 指定の期間」につきましては施設の供用を開始いたします平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問はございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 36 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 36 号は原案のとおり可決といたします。

それでは意見聴取関係の議案の審議が終了いたしましたので、傍聴人の入室を許可したいと思っております。

事務局、傍聴人を呼んでください。

(傍聴人 入場)

**○教育長** それでは、教育長より傍聴人の方に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。傍聴人は委員会の中では発言できません。傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対し、拍手など賛否をあらわすようなことは止めてください。傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源は切っておいてください。傍聴人はその他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議を続けます。議案第 37 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」について上程いたします。

庶務課長。

**○庶務課長** 議案第 37 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」についてでございます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検及び評価を行う必要がある

ので、本案を提出いたします。

別紙のとおり教育委員会の権限に関する事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行うものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、『教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価』について」でございます。

まず「1 点検及び評価について」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことにより、その実施上の課題ですとか取組みの方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

次に2の「点検及び評価方法について」でございます。2行目をごらんください。29年度における点検及び評価の対象は、28年度に執行した事務事業でございます。28年度の取組結果につきまして、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を区議会に報告するとともに区民に公表するものでございます。

次に3、意見をいただいた「学識経験者」でございます。教育委員会の各種事務事業に関する学識経験を有する者として、次の2名の方を委嘱いたしました。壺内聖徳大学非常勤講師でございます。また、佐藤東京大学名誉教授のお2人に委嘱したところでございます。

それでは「点検及び評価の結果」について、説明をしていきたいと思っております。1枚おめくりいただきまして、評価報告書をごらんください。大変厚い資料になってございますので、点検・評価をした項目のうちから、主な項目について説明をさせていただきます。基本方針1「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」でございます。1の施策(1)「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」でございます。①といたしまして「基礎学力の確実な定着」でございます。

平成28年度の全国学力・学習状況調査では、問題別に分析いたしますと、A問題の国語、算数、数学の区の平均正答率と全国平均正答率との差につきましては小学校ではマイナス0.2ポイントと差が縮まり、着実な学力向上につながることができたと考えてございます。

中学校ではマイナス3.0ポイントと差が広がったことにより、課題が残る結果となっております。しかし「チャレンジ検定」の取組成果として、東京都学力向上を図るための調査におけるD層、受験者の下位25%でございますが、中学校の英語を除き小学校・中学校ともに減少しており、児童・生徒の基礎学力の定着が見られたと考えてございます。

下から3行目をごらんください。今後も児童・生徒が「わかる喜び」ですとか、「学ぶ楽しさ」など実感し、主体的に学習に取り組むことができるよう、学校ごとに分析を行い、葛飾学力伸び伸びプランですとか葛飾スタンダード、授業改善推進プランを充実させた上、基礎学力の確実な定着に向け、事業の充実を図っていきたいと考えてございます。

次に②の「基礎的な体力の向上」でございます。平成 28 年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果では、小・中学校において全学年で男女ともに昨年度の結果を上回る成績を上げてございます。

特に小学校で東京都の平均を 0.5 ポイント上回りましたが、中学校では依然として 0.8 ポイント下回ったという結果でございました。こちらの段落にある「一校一取組」運動ですとかオリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組み、コーディネーショントレーニングの研究・実践を行った上で基礎的な体力の向上を図っていきたいと考えてございます。

続きましてページをおめくりください。2の施策（2）「子どものよさを活かす教育の推進」でございます。3ページをごらんください。③の「自尊感情と自己肯定感の育成」でございます。3行目をごらんください。「自分には良いところがあると思う」と肯定的な回答をした平成 28 年度の児童・生徒の割合は小学校が昨年度より 0.6 ポイント減少し、中学校では 0.3 ポイント上昇いたしました。

傾向を分析いたしますと、小学校 4 年生が 72%、6 年生が 63%、中学 3 年生が 59%と学年が上がるにつれて減少する傾向がございます。

今後も表彰ですとか「チャレンジ検定」の取組みを通して、子どもの努力やよさを積極的に認めたり、誉めたりするかかわりを大切にするとともに、「葛飾教師の授業スタンダード」を徹底した上で、児童・生徒の個性や能力を最大限に伸ばし、自分のよさを肯定的に認め、自尊感情や自己肯定感を高めていきたいと考えてございます。

次に 3、施策の（3）「区民の信頼にこたえる学校づくり」でございます。②の「開かれた学校づくり」でございます。平成 23 年度より「葛飾教育の日」を定め、実施してございます。その 4 行下です。地域の方々ですとか保護者の参観者数、小学校は 21 万 4,175 人、中学校は 2 万 5,652 人、合計 23 万 9,827 人であり、昨年度に比べて 1 万 8,068 人減少いたしました。今後は学校の教育活動ですとか授業公開の周知方法の工夫ですとか、家庭・地域と連携した取組みの実施、通常の授業及び研究授業などを積極的に公開した上で、地域への関心を高め、理解を図るとともに一層開かれた学校づくりを推進する必要があると考えてございます。

それではページをおめくりください。第 2、基本方針 2「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協議して取り組みます」です。

1の施策（1）「家庭の教育力の向上」でございます。こちらは②をごらんください。「地域ぐるみで家庭教育を支援する取組みの推進」でございます。そちらでは「家庭教育応援制度」、それから「子育てを楽しくする方法」などをテーマに、講座につきましては 37 団体の利用がございます。

しかし当該制度の利用団体が、近年固定化の傾向があるため、より多くの新たな団体を利用してもらうことが課題であると考えてございます。今後は区公式フェイスブックページですと

か、ツイッターに投稿するなど、周知を工夫した上で制度の活用を促すことで、子どもの育成にかかわる団体が自主的に家庭教育を学べるよう、学習機会の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

次に2、施策の(2)「地域の力による子どもの育ち支援」でございます。②の「児童の安全で安心な居場所づくりの充実」をごらんください。「放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)」でございますけれども、参加児童数の増加に向けて12校で対象学年の拡大を図りました。

その結果、1年生からの実施校が14校になるとともに、登録可能児童数を608人増加させることができました。また事業内容の充実も図ったところでございます。

その下、3行目をごらんください。さらに学童保育クラブとの連携事業である「放課後子ども総合プラン」、28年度から4校でモデル実施をいたしました。こうした取組みの結果、平成28年度の延べ参加児童数は37万2,394人に拡大することができたところでございます。

今後も対象学年の拡大、プログラム実施校の増加、大学生などを含めた幅広い世代の参加による児童指導サポーターの活性化等を行って、魅力ある居場所づくりを進めていきたいと考えてございます。

続きまして3、施策(3)「家庭・地域との協働による学校教育の充実」でございます。

7ページの③「キャリア教育の推進」をごらんください。2行目です。平成28年度は23校において、職場体験を5日間実施してございます。606事業所が受け入れ、2,779人の生徒が実施したところでございます。各校で特色あるキャリア教育の充実を図っているところでございます。

下から4行目でございます。生徒に求められている「思考力、判断力、表現力」等の能力育成の観点から、より実践的な職場体験のあり方について検討していくことが課題であると認識してございます。

続きまして8ページをごらんください。「基本方針3 子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」。1施策(1)「子どもの夢や希望を実現する教育の推進」でございます。

③の「学校間連携の推進」をごらんください。28年度につきましては、幼保小連絡協議会、小中連絡協議会、中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態に応じた幼保小中高の円滑な接続や連携の推進を図ったところでございます。

その下2行目でございます。全国学力学習状況調査においても、小学校で84%、中学校で87.5%の学校が肯定的な回答をしており、着実に推進させているということがわかったところでございます。また、中学校と都立高校の連携事業等も行っているところでございます。

最後の2行でございます。今後も小中連携を推進していくとともに区内中学校と区内5校の都立高等学校との連携事業についてもより充実を図っていきたいと考えてございます。

次に「2 施策」の(2)「一人ひとりを大切にする教育の推進」でございます。1ページお

めくりいただきまして、10 ページをごらんください。

③「国際化・グローバル化への対応」でございます。小学校6年生の「日光移動教室ALT派遣」。その下3行目、中学1・2年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」、次の行の中学2年生を対象とした「中学生海外派遣事業」、それからその段落の下から2行目、英語地域教材「We Love Katsushika」を開発したところでございます。

学習意識調査におけるALTと積極的に英語で話そうとしている生徒の割合が、目標に達成していないことが課題でございます。国際化・グローバル化へ対応するため、「イングリッシュ・キャンプ」「中学生海外派遣事業」の効果的な実施及び実施後のプログラム改善を行うとともに、英語地域教材の活用を今後図っていきたいと考えてございます。

続きまして、11 ページをごらんください。施策の(3)「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」でございます。

②の「ICT環境の整備」です。2行目の後半でございます。平成28年度から導入に向けた準備を進め、ICTを活用した効果的な授業に向けた環境整備を確実に進めたICT環境の整備につきましては、環境整備や機器の整備、デジタル教科書の使用、小学校の大型教材提示装置の未整備に課題がございます。タブレットPCにインストールするソフトウェアですとか、関連機器や関連機器の選定を進めてまいりたいと考えてございます。

同時にICTを活用した児童・生徒にわかりやすい授業実践に向けて、計画的に研修を実施していきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、13 ページでございます。第4、基本方針4「生涯にわたる豊かな学びを支援します」です。

「1 施策」(1)「区民の学びが地域に活きるしくみづくり」でございます。「ア かつしか区民大学の充実」です。平成28年度かつしか区民大学では、区内の教育資源を積極的に活用し、区内各種団体等との協働による団体連携講座を10団体、計21講座実施してございます。

また区民の参加・協働による運営を進めるために区民運営委員会がより充実した講座を企画実施できるよう支援し、6講座2特別講演会を実施したところでございます。

その下2行目でございます。平成29年度も28年度に引き続き、区民運営委員会企画講座から誕生した区民団体との連携講座に取り組むなど、区民大学の中での区民協働による団体連携講座及び区民運営委員会企画講座の一層の充実を図ってまいります。

続きましてページをめくりまして14 ページです。②「葛飾への愛着が深まる事業の推進」でございます。

15 ページのウをごらんください。「地域スポーツ活動の推進」でございます。区内全19地区と連携して開催するロードレース大会ですとか、運動会では27年度より541人増の1万5,005人の参加者となりました。

また次の段落、コミュニティ健康体操では、地域の要請によりスポーツ指導員を派遣しており、平成28年度は1,185人が参加し、27年度より27人減となったものでございます。

次に一つ段落を飛ばしまして、オリンピックのところをごらんください。次に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた気運を醸成するため、本区出身の2016リオデジャネイロ・オリンピック競技女子平泳ぎに出場した渡部香生子選手を応援するパブリック・ビューイングを実施し、出場した2日間で678人が参加したところでございます。

今後も本区出身のアスリートを区民が応援することにより、観るスポーツ、支えるスポーツの推進につなげていきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページをごらんください。施策(2)「だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実」でございます。

こちらについては19ページの③「学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実」でございます。段落の4個目でございます「ブックスタート事業」、こちらについては4カ月の健診時に渡すものでございます。それから3歳児に図書館で絵本を手渡す「セカンドブック事業」、それから小学校1年生及び中学校1年生に本を手渡しする「かつしかっ子ブック事業」。こうしたものを継続することで、児童・生徒が読書に親しむ機会を充実させることができました。

「ブックスタート事業」ですとか「セカンドブック事業」について、今後もPR活動を積極的に行い、乳幼児期からの読書週間の定着を図っていききたいと考えてございます。

次に3の施策(3)「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」でございます。「区民のよりどころとなる生涯学習の充実」ということで、例えばアの「博物館常設展示等のリニューアル」。

ページをおめくりいただきまして、②で「安全で快適なスポーツ施設の整備」ということで「フィットネスパークの整備」ですとか「小管西公園の拡張整備」、それから③として「利便性の高い図書館の整備」というものをそれぞれ行ったところでございます。

点検・評価は以上でございます。

添付資料として、21ページから学識経験者によるご意見と「かつしか教育プラン2014」の取組みについて、記載してございますので、あわせてごらんおきください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

天宮委員。

○天宮委員 体力も東京都の平均から中学生が0.8ポイント下がっているといいますが、そんなに悪い結果ではないので、当然体力というのは肉体、精神ともつながっておりますので、そこら辺はより体力には力を入れていただきたいところです。

この体力といった場合に当然子どもや児童だけではなく、お年寄り、または我々成人にも関

係しますので、そういう意味で生涯スポーツ、または生涯学習という面でも力を注いでいただけたらと思いました。以上です。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 何点か私も気になったところがあります。特に資料では触れませんでした。「かつしか教育プラン2014の取組みについて」という別添で、取組結果が資料としていただいております。

この扉の部分に、いわゆる「かつしか教育プラン2014」の位置づけが図示されて、当委員会の位置づけとして葛飾の基本構想があり、基本計画があって、それに合わせて葛飾区の教育大綱、そして、平成27年から30年に向かって今進捗している「かつしか教育プラン2014」があります。特にこの夏に学テの速報値が示されました。全体的に全国と比べ大分ポイント差が縮まってきたという部分でございます。

今、天宮委員がおっしゃっていただいたのですが、庶務課長がご説明の基本方針の1、それなり成果が上がってきて、特にD層という部分に言及されましたけれども、総体的にポイントを、選択肢に置きかえるようにしながら行くのがその根底にあると思いますし、その背景には「葛飾教師の授業スタンダード」があって、いわゆる「葛飾スタンダード」があり、「かつしか子学習スタイル」があるので、引き続きこの成果に踏まえて、次年度に向けてまたさらにポイント差が縮まることを期待したいというのが1点。

また、3ページを見ていただきますと、先ほどご説明いただきました「自尊感情、自己肯定感の育成」があります。これはやはり非常に大事な部分でございますので、子どもたちがその自分たちがいるんだという存在意識、なかなか数値に置きかえるのは大変な作業だったと思うのですが、やはり子どもたちがそこに存在感を認めてもらうような環境、これは後半にございました地域との協働もありましょうし、いろいろな青少年委員会、その他の組織があって初めて現実的なものになりますので、それぞれの項目にわたってご説明いただいたのですが、子どもが主役になって、我々教育委員会がサポーターとなり、子どもたちの健全な育成をするという大きな目標は、また引き続き次年度もお願いしたいと思っております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 簡単に質問しますので、簡単に答えていただきたいと思います。

一つ目が1ページから2ページにかけてなのですが、学校図書館の図書標準が達成されつつあるようです。昔から課題になっていますが、現状と、これからの見通しが、どうなっているのかを教えてください。

○教育長 学務課長。

○学務課長 申しわけございません、ただいま各校ごとの子細な数字が手元にないのですが、小学校についてはほぼ全部到達しているところですが、中学校は何校か到達されていない

ところがあつたかと思ひますけれども、いづれにいたしましても、各学校に学校図書館用の予算をそれぞれ配分しておりますので、その中で図書標準の達成をしていくようにということで、対応を今進めているところでございます。

○齋藤委員 わかりました。よろしくお願ひします。

次は、6ページに食育・健康教育についてあります。いろいろなところでいろいろな人に会い、話を聞いているのですが、例えば食育については、いろいろなメニューをつくるとか、学校給食をやってくれとかという話があるのですが、メニューをふやすことについてはハードが追いついていないという話を聞きました。

他区では、学校改修、改築、建替えができないところで、部分的に改修する場合、こうした食育などのことを考えて、給食室の改善に取り組んでいる学校があります。予算を別に立てているということも聞いています。葛飾区としては、いろいろな教育もありますけれども、そういった方面の教育を進めるとすれば、ソフトを進めるためにハードを整えなければいけないということもあると思うのです。他区のことを聞いているかはわかりませんが、そういうことに対して、どのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

○教育長 学務課長。

○学務課長 食育ということでは、給食が重要な食育の時間になっているというところなのですけれども、現在行っているのは、例えば世界の給食。世界の食べ物を題材にした給食ですとか、それから日本のさまざまな地方の郷土料理をモチーフにした給食といったものを題材にして、食の大切さ、それから地域での産業の大切さのようなものを指導しているというところでございます。

委員ご指摘のハードをいかに使ってやっていくかということなのですが、現時点でやっているものは現在の環境の中でやっているということではございまして、著しい支障があるということは話としては伝わってきていないのですが、やはりいづれにしても給食室、施設の老朽化、設備の老朽化等の話もございしますので、学校の改築ですとか大規模な改修に合わせて中の施設、それから設備について更新していく。また経年的な設備の更新に関しては、やはり額がそれなりにしてまいりますので、計画的に行っているという状況でございまして。

○齋藤委員 それは意識の中にとどめていただいて、検討の中で考えていただきたいと思ひます。

それから、次は毎回言つて申しわけないのですが、ボール遊びのできる空間が欲しいということでは、例えば学校開放を実施しているわけですので、ほかの施設ができないのであれば、学校の中のそういう空間がとれる学校、とれない学校はあると思うので、全部でなくてもどこかでできないかということをおもひました。そういう視点を持つてもいいのではないかと。ということです。

それから小菅西公園にこの間行きました。上の方にフットサル場があったのですけれども、管理しているのは公園課ですか。ちょっとわからないのですけれども、フットサル場の施設の管理は教育委員会ですか。

そうすると、フットサル場をつくるときに、どういう経過で教育委員会が絡んでいって、あの場所を確保したのかということを知りたいのです。もしそういうことができるのであれば、そうした公園に同じようにかかわって、球技用多目的スペースのようなものをつくっていただけないものか、この資料を読みながら考えました。西小菅公園にフットサル場ができたいきさつと、そういう視点で公園などに教育委員会がかかわって、作ることができないのか。なかなか難しいのであれば、広い校庭がある学校の施設の中に、そういう空間がとれる可能性があれば考えていただきたいと思います。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 まず私のほうから、学校開放の部分についてお答えさせていただきます。

学校開放については団体に貸しているほか、遊び場開放というような形で、地域の子どもたちがサッカーですとか野球をやっていただくような形で開放させていただいております。

ただ、もちろん全ての学校ということではなくて、学校開放運営委員会と話し合いをしながら、地域の子どもたちに団体としてスポーツを教えていただくところを選択している学校もありますし、自由に近所の方がボール遊びをできる学校もございます。

今後も学校開放運営委員会と相談しながら、より多くの子どもたちに、サッカーとか野球、ボール遊び等を学校でやっていただける機会を拡大していきたいと考えてございます。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 小菅西公園フットサル場の件でございます。そちらにつきましては生涯スポーツ課のほうで所管しております、現在指定管理によります管理運営を行っているところでございます。

小菅西公園フットサル場ができた経緯等につきましては、小菅西公園の改修に伴いまして、公園の下が東京都の施設になっておりますが、屋上をうまく活用できないかということで、当初いろいろな用途を考えておりましたが、その中で最終的にフットサル場ということで、今回整備をさせていただいております。その際には小菅西公園全体のリニューアルも図っているところでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 最初の学校の件については、今やっているものではなくて、バッティングとかそういうものができるスペースを今後つくれないかという趣旨なので、そんなこともできれば考えてもらえないかということなのです。

それから、小菅西公園は、要するに改修のときにやったというのですけれども、あれはもと

もとは小菅西公園でしたよね。そのときはスポーツとしては関係していなかったのですよね。

○生涯スポーツ課長 当初は関係しておりませんでした。

○齋藤委員 そうですよね。その改修のときに合わせて、あのエリアをフットサル場にしようということになったわけなのですね。

そうすると、公園に対して、同じようにスポーツ課がかかわって、ハード面をつくることができる可能性はあるのではないかなと思っているのです。

公園課との話し合いの中で、教育委員会がバッティングできるような施設をつくるような提案をして、取り組んでもらえないかということです。

それから最後に、「授業スタンダード」のことで。一生懸命やっていただいている、それはもうすごく頑張ってもらいたいのですけれども、データを見ると去年よりことし、27年より28年のほうがふえているのだけれども、26年度から27年度が下がっていて、それで今回は上がっている。

本当にこの取組みは大事だと思うし、教師のためにもなるし、子どもたちのためになるので、今後も推進していく方向でずっと行ってもらいたいと思います。一時的に下がっている、そのへこんでいる部分は何かあったのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

特に気にしているわけではないのですけれども、数字的に引かなかったものですから。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員ご指摘のとおり、授業スタンダードにつきましては随分と定着はされているところでございます。

この26から27につきましてはまだ周知徹底が恐らく足りなくて、まだなかなか共通理解が図れず、一斉に全ての学校が実施というわけではなく、まだやる人間とやらない人間が恐らくいたのではないかと推測してございます。

○齋藤委員 わかりました。全体的には本当に一生懸命取り組んでいただいているので、これからもそれぞれの部署で頑張ってくださいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 では、感想だけを少し申し述べたいと思います。

まず基本方針第1。この中で先ほどの説明は、実に要を得てわかりやすかったです。

ただそういう中でもD層という、学力を上げるためにはD層・下位の子どもたちの層を上げないと全体を上げることはできないという。そういう中で、D層がどんどん減ってきているということがはっきりしてきている。これは大変成果として大きいのではないかと思います。大変ありがたいことだと思います。

また、授業の始めに目標を必ず示しているという本区の授業スタンダードですね。こういう

ことが定着してきているということが、小中ともに非常に効果的ではないかなと思います。今後とも、ぜひ充実をしていただきたいと思います。

それから体力の面です。小中ともに体力は、どんどん前進してきています。もちろん低い持久走であったり、あるいは跳力であったり、投力であったり、課題もありますけれども、全体的には伸びてきている。気づいたときにこれだけ伸びるわけですから、今後はさらに充実いただいて、その方法としては、先ほどもありましたように、「一校一取組」運動をぜひやっていただき、そういう中で効果を上げていただくようお願いをしたいと、こんなふうに思います。

それから、施策の（２）で「子どもの良さを活かす教育の推進」です。

特に人権感覚、あるいは社会性や道徳性の育成。人権教育担当を対象とした年３回の研修会をやっているのですね。そういう人権感覚の育成が非常に図られてきているということは、すばらしいと思います。ぜひ継続していただきたいと思います。

それから当然のことながら、年間 35 時間の道徳の授業。これを基盤にしなが、道徳教育推進教師を対象にした年２回の研修会、あるいは「葛飾教育の日」に道徳授業を、地区公開講座で展開している、全校で実施しています。

こういう道徳性の啓発をどんどん図っていますので、今後とも継続いただくとありがたいと思います。また参観後の意見交換。この参加者も昨年度よりもふえてきているということでありまして、これはうれしいですね。ぜひ充実させていただければ、ありがたいです。

それから、②に「豊かな感性と創造性の育成」が上げられています。そこで目をつけたいのはこの授業です。例えば５年生の岩井臨海、６年生の日光移動教室、中１の宿泊ふれあい学習、中２の菅平移動教室、小５年、中学生の音楽鑑賞教室、小６年の狂言教室。こういうものの自然体験、あるいは集団生活、あるいはこういう行事を通して、所属感を深めたり、社会性を高めたり、協調性を身につけたりします。

そして豊かな感性を磨き、創造性を育てるとい、まさに理にかなったこうした事業は大事にしなければいけません。特に臨海学校は、なかなか経験ができなくなっています。他区などではほとんどありません。本区では全校がやっていることは、誇れることでありますし、もちろん海ですから危険がありますが、安全を第一に配慮しながら、続けていただきたいと思います。

それから、施策の（３）「区民の信頼にこたえる学校づくり」。このことですが、研究指定校が、ものすごくふえてきています。これだけの研究指定校をやっている区というのは恐らくないと思います。葛飾区だからこそ、これだけの学校を指定して、研究をやっていただいているのだと、これは声を大きくして、区民にも皆さんにも伝えたほうがいいことだと思います。ぜひ大事にしていきたいですね。

葛飾区は「学力伸び伸びプラン」の予算を措置し、そして活用をし、効果を上げるようにし

ていますけれども、それぞれがいろいろな項目で活用しているということがわかります。

小学校の校内研究会、研修会、こうしたものへの講師の招聘であったり、ホワイトボードによる発表の工夫であったりします。中学校も、校内研究会への講師招聘、あるいはホワイトボードによる発表の工夫、さらにはHyper-QUによる生徒理解の充実、こうしたものに伸び伸びプランの予算を活用して充実を図ろうとしています。その成果をぜひ期待したいものだと思います。

最後にこれは計算違いではなのかなと思うのですが、3ページの②「開かれた学校づくり」の参観者数のところですが、昨年度に比べて1万8,068人も減っているというのですが、そんなことはないと思います。ちょっとこれは計算し直してみていただいた方がいいのでは。

私の計算上では、1,425人になります。ちょっと調べていただいて、後ほど修正いただければありがたいと思います。

○教育長 何ページですか。

○日高委員 27年度が24万1,252名、そして28年度が実質23万9,827名、その差は1,425名ではないかと思うのです。1万以上の減少とは考えられないので、そこは少し減りましたぐらいの感じでしたから。計算し直してみてください。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 私、教育委員をさせていただいて2年目になりまして、この1年間、行政・学校が、本当に葛飾の子どもたちのために、さまざまな取り組みをしているということを実感しているところです。

学識経験者のお2人の方の意見でも非常にいい評価というか、肯定的で、最後のところでお互いとも敬意を表してくださったご意見もあったように感じました。

1点だけちょっと思ったところが、佐藤東京大学名誉教授の意見の中で、朝食・夕食に関して「啓発のみを行っても」というくだりがあるんですね。その部分は、やはり行政も家庭もちょっと考えなければいけないところかなと思いました。これからの課題かと思います。

○教育長 ご意見ということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第37号については原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等1「平成29年度第1回葛飾区教育振興基本計画推進委員会について」ご説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは報告事項等の1「平成29年度第1回葛飾区教育振興基本計画推進委員会について」でございます。それでは資料をごらんください。

まず1の「実施日時及び場所」でございます。7月24日午後2時から男女平等推進センター多目的ホールで開催をいたしました。

議題としては2点ございます。まず(1)「かつしか教育プラン2014 平成28年度取組結果について」、(2)は「平成29年度取組状況について」でございます。

次に3の「構成委員」は、別紙1の名簿のとおりでございます。PTAの代表、自治町会の連合会の代表、青少年委員、それからスポーツ関係者等、さまざまな計画に関連する団体の代表の方にご参加をいただいた上で意見をいただいたものでございます。

次に4の「内容」でございます。別紙2の「平成28年度取組結果」、別紙3の「29年度主要事業の取組状況について」事務局から説明し、委員の方から意見をいただいたとおりでございます。本日はこの別紙4の当日いただきました主な意見について、説明をさせていただきます。

それでは別紙4をごらんください。別紙4「意見等要旨」の1ページ目をごらんください。まず基本方針の1についてでございます。

一つ目の委員の方から、指導主事による学校訪問の指導とは、具体的にどのような形の指導を行ったのか等、先生方の活動の負担が新聞等で話題になっているけれども、その負担に関する質問がございました。

指導室長から、年間約40校程度、指導室訪問を行っている。その際に評価の項目を用意し、個々の教員の授業の評価をしている。その個人の教員に直接アドバイスをする機会を設けているという点。それから、部活動を含めた教員の負担については教員の職務軽減や勤務時間をできるだけ守るため、校長・副校長の自己申告に記載させ、1学期中に個々にヒアリングを行い、学校でどう取り組んでいくか、聞き取りを行っているという回答をさせていただきました。

続きまして、2ページ目をごらんください。一つ目の委員でございます。体力に関して、各校で計画した体力の向上のレベルはどれくらいなのかと。アスリート派遣の事業というのはわかるけれども、そのほかのオリンピック・パラリンピック教育というのは具体的にどのような教育をするのかということで、ご質問をいただきました。

指導室長から体力向上のレベルについては小学校、中学校、それぞれ「体力伸び伸びプラン」を設定し、各項目の数値を突破できたら合格という取組みをしている。東京都が実施している体力テストの内容に合わせ、さらに上に行けるようにということで、子どもたちに年間通して取り組ませているとまず始めに回答させていただいてございます。

また実施頻度でございますけれども、次の段落の下から2行目、かならず35単位時間分、オリパラ教育を進めているわけではなく、35回は実施していると回答させていただいてございま

す。

また具体的な内容ですけれども、次の段落、東京都から全世界の国を複数のグループに分け、複数の国を調べていくというような視点も出ている。有名な国だけではなく、世界のさまざまな国を学校が調べていく取組みを行っているという回答をさせていただきました。

次に3ページ目の委員の一つ目でございます。自尊感情と自己肯定感の育成について、事例集など研究はしているのかというご質問をいただいたところでございます。

指導室長から具体的なマニュアル等は作成していない。学習意識調査の中に、子どもの自己肯定感・自尊感情について、5段階で回答する項目があり、5段階の回答があり、上位二つを肯定的な回答としてその数値を毎年追っていると。その上で、子どもたちに自己肯定感を持たせるためにはいかにタイミングよく子どもを褒められるかだと考えている。子どもたちにとって、教員・指導員に褒められる割合が7割に満たないということはまだ子どもたちにとっては少ないと考えていると、回答させていただきました。

その次の下の委員でございます。9ページのPTA研修参加者数とあるが、目標を高く掲げ過ぎではないかという意見をいただきました。朝食レシコンテストでは、185点多い940点の応募があったことはすばらしいと感じると。小学校の中で偏りはあると思うが、これをきっかけに5、6年生が朝食について、自分たちの食生活について考えることはいいことなので、ぜひ続けて欲しいという意見をいただいたところでございます。

地域教育課長から回答、4ページをごらんください。4行目です。今般の計画期間についてはこの目標値の達成に向けて取り組むという方針で、可能な限り進めていきたいということで回答をさせていただきました。ただその後社会現象を踏まえ、目標数値をどう設定するか、計画の見直しの中で設定数値については慎重に考えていきたいという回答も、あわせてさせていただきましたところでございます。

朝食レシコンテストについてですけれども、各学校・保護者・児童の協力があった成果だと思う。コンテストに応募していただくことが目的ではなく、家庭・児童に朝食の大切さを啓発させていくということが主たる目的として、全校参加に努めたいという回答もいたしました。

続きまして5ページ目、一番下の委員の欄をごらんください。わくわくチャレンジ広場でリーダーをやっているが、学校内に学童・わくチャレ・学校・PTAとさまざまな動きは始めていると感じる。各校の立地条件や低学年と高学年の居場所の作り方の違いなど問題は出ているが、わくチャレは子どもたちの居場所づくりとして、地域の方が地域の子どもの見守る場所だと思うので、各課連携して、いいものにしていただきたいという意見をいただきました。

6ページをお開きください。地域教育課長からわくチャレと学童クラブの問題であるが、文部科学省と厚生労働省の連名で放課後の子どもたちについて考え方が示されている。本区では

28年度より小学校4校でわくチャレの子どもと学童保育クラブの子どもが、1時間程度一緒に遊ぶような時間を設け、モデル事業を実施している。今年度さらに拡大し11校で実施している。

本区は、地域の方々がサポーターとして見守っているところが最大の特徴・強みだと思っている。また学童保育クラブについても、16の運営事業者が入っていることが大きな特徴になっている。わくチャレ・学童の双方の最大の強みを今後生かし、子どもたちの放課後を安全・安心に過ごしていけるような仕組みの検討をしていきたいと考えると回答した上で、今のようなご質問にお答えいたしました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問ございますか。

塚本委員。

**○塚本委員** ご説明ありがとうございました。とても多岐にわたった方が委員として注目をし教育プランの見直し、あるいは区民目線で意見を開陳していただいて、今別紙4でやはりそれぞれのご意見を見せていただきました。特に学童とわくチャレを考慮し、放課後事業という国の施策に整合した部分が、最後のほうで地域教育課長が答弁なさっています。やはりこういった推進委員会のメンバーの方を介して、周知方が教育委員会はどういうことを考えて、子どもたちのことを考えているのだということの周知徹底をできればありがたいかなという感想を持ちましたので。お答えではなくて、感想だけでございます。ありがとうございました。

**○教育長** そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項等1を終了いたします。

続きまして、報告事項等2「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」をお願いします。

庶務課長。

**○庶務課長** それでは、報告事項等2「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの募集について」でございます。

まず1の申込資格ですが、次の要件の全てにあてはまる方となっております。私立の高等学校・大学等への入学予定者と同居する保護者、または独立して生計を営み、満20歳以上である当該入学予定者でございます。(2)としての年収の要件、それから(3)として返済計画に対応できる年収のある方、(4)の居住要件等、7項目が申し込み資格でございます。

次に2の「融資内容」でございます。(1)資金の用途でございます。入学金・施設整備費・学校債・授業料等、入学手続き時に一括して学校に納付する資金でございます。

次に(2)融資金額返済期間でございますが、アとして高等学校等につきまして融資金額が10万円以上80万円以内、返済期間が5年以内。大学等につきましては融資金額が10万円以上160万円以内。返済期間が6年以内となっております。

(3) の利率ですけれども、本人負担は 1.2%でございます。年 2.5%のうち区が 1.3%を負担してございます。

(4) 返済方法ですが、融資を受けた月の翌月から元利均等又は元金均等月賦の返済でございます。次に(5) 信用保証でございますけれども、取扱金融機関の信用保証を利用しその金額を区が負担いたします。

3の「申込期間」。10月2日の月曜日から平成30年の3月15日の木曜日を予定してございます。

4の周知方法ですが、広報かつしかへの掲載等5点、さまざまな方法で周知していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等2を終了いたします。

引き続きまして、報告事項等3「葛飾区奨学資金奨学生の募集について」説明をお願いします。

庶務課長。

**○庶務課長** 報告事項等の3でございます。「葛飾区奨学資金奨学生の募集について」でございます。

まず1の「申込資格」でございます。次の要件の全てに該当する方でございます。平成30年4月1日現在で葛飾区内に引き続き6カ月以上住んでいること。学習意欲があり、高校等に平成30年4月から入学することを希望する3年生、同月現在高校等に在学する者であること。

(3) 経済的理由により、修学が困難であること。(4) 同種の貸付金をほかから受けてないことでございます。

(2) の「募集人員」ですが、4月からの高校等への入学を予定している者については50名程度、在学者については若干名を予定してございます。

「貸付内容」ですけれども、資金の用途は入学準備金及び授業料等でございます。(2) の貸付金額、アの奨学金の月額、国公立が1万8,000円以内。私立が3万円以内です。イの入学準備金が国公立5万円以内、私立が10万円以内です。(3) の貸付期間ですけれども、アの奨学金の月額、平成30年4月から正規の修学期間、イの入学準備金については平成30年3月で予定してございます。(4) の返済方法。貸付終了から1年の据置期間の後、15年以内で奨学生本人が返還をいたします。

4の「申込期間」ですが、29年10月16日から11月15日を予定してございます。

(5) の「採用候補者の決定」につきましては申込締切後、教育委員会において審査会を開

催し、採用候補者を決定する予定でございます。

「周知方法」につきましては（１）の「広報かつしか」への掲載等４点を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの件について、何かご質問、ご意見ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 通年で行っている事業だと思うのですが、対前年あるいは直近の２カ年ぐらいの実績というのでしょうか、もしおわかりになればお答えいただければと思います。以上です。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 奨学金の貸付状況でございます。採用者でございますが、27年が34人、28年が35人、29年度が38人となっております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの高等学校・大学等の入学資金融資あっせん募集と今回の葛飾区奨学資金奨学生の募集についてですが、条件を見るとちょっと違いがあるのですけれども、入学資金のあっせんは対象が保護者で、住民税を滞納していない等金融機関の信用保証を得られる方ということで、例えば親が倒産してしまったり、厳しい状況の場合は無理だという話ですよ。

奨学資金は本人が返すということなので、そういうことに関係なく本人が借りて、とにかく学校に行って卒業して、自分が頑張って返すなら大丈夫ですよという違いがあるような感じなのですけれども、その辺の違いについて説明してください。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 まず融資あっせんについてでございます。こちらについては今、齋藤委員がおっしゃったように、借り受けるのが保護者の方になってございます。また使途についても入学時に納付する資金、一括して支払うということになってございますので、金融機関が保護者の方に貸すことに関して、うちがあっせん、仲介というか、教育委員会が推薦を行うということでございます。

また奨学生の奨学資金につきまして、私たち葛飾区が直接生徒本人に貸付を行うということで融資あっせんとは奨学生の貸付については相違点がございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等３を終わります。

引き続きまして、報告事項等４「『かつしかのきょういく』（第134号）の発行について」をお願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** 報告事項等の4「『かつしかのきょういく』(第134号)の発行について」説明をさせていただきます。それでは記事の割付予定の一覧をごらんください。

まず1ページ目でございます。「中学生海外派遣 オーストラリアで国際理解教育！」ということで、今般実施されましたオーストラリアの海外派遣について掲載させていただきます。こちらについては昨年度の事業開始時から行っているものでございます。

次に2ページ目でございます。こちらについても、同様に英語関係の内容でございます。「小学校6年生、日光移動教室で英会話！」と、「中学校1・2年生、英語だけの生活に挑戦！」というような内容を記載させていただいてございます。

次に3ページ目、上段を二つに分け、小学校の「水泳記録会実施結果」、それから今ご説明いたしました「奨学生の募集について」と「入学資金の融資のあっせんについて」を、掲載したいと考えてございます。下段につきましては「教育環境の充実に向けて学校改築を進めています」ということでございます。上千葉小学校の体育館の完成の報告と区内学校の改築・改修計画や進行状況について、お知らせをしたいと考えてございます。

続きまして4ページをごらんください。「第4回かつしかふれあいRUNフェスタ2018を開催します」ということで、参加の呼びかけ等を行っていきたいと考えてございます。

続きまして5ページ目でございます。「九州北部豪雨災害支援のため、義援金を送ろう！」ということで、こちらについては白鳥小学校、宝木塚小学校、大道中学校等で集めた義援金を送った内容について記載をしたいと考えてございます。

5ページ目の下段については「ありがとう！ 新宿図書センター」ということで、閉館に伴い開館当時の写真や歴史等について、紹介をしていきたいと考えてございます。

続きまして6ページ目と7ページ目でございます。「夏休み かつしかっ子が活躍！」ということでさまざまなかつしかっ子の活躍ぶりを、掲載したいと考えてございます。

続きまして8ページ目でございます。「教育長室から」、当教育委員会の動きは通常でございます。また8ページ目の下段の右側のところ、「来年度からの教科書が決まりました」ということで「特別な教科 道徳」の教科書が決まった内容について説明をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまの説明について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等4を終わります。

続きまして、報告事項等5「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修のための基本的な考え方(案)について」をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修のための基本的な考え方（案）」につきまして、ご報告いたします。資料をごらんください。

本件につきましては一部改築・改修に向けた検討を行ってまいりました西小菅小学校につきまして、このたび「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修のための基本的な考え方（案）」を取りまとめたことから、ご報告するものでございます。

初めに「葛飾区立西小菅小学校一部改築・改修のための基本的な考え方（案）」についてでございます。別紙をごらんください。1枚おめくりいただきますと、目次がございます。この基本的な考え方でございますが、「Ⅰ 学校概要」、「Ⅱ 一部改築・改修の基本的な考え方」、「Ⅲ 検討体制」という三つの項目に分けて記載しております。

それでは大きな項目のⅠの「学校概要」についてご説明いたします。1ページをごらんください。1ページには「西小菅小学校の特徴」を記載してございます。続きまして2ページには敷地の概要を記載してございます。西小菅小学校の敷地につきましては、小管銭座跡の中心地に当たるといわれておりまして区の埋蔵文化財包蔵地になっていることから、その有無について試掘調査を行う必要がございます。続いて3ページから5ページには法的条件、周辺環境、学区域を記載してございます。続く6ページから10ページには、既存校舎の概要等を記載しております。

続きまして、大きな項目のⅡ「一部改築・改修の基本的な考え方」につきましてご説明をいたします。11ページをごらんください。ここでは一部改築・改修を進めるに当たっての基本的な考え方を記載してございます。敷地北側の普通教室棟が昭和34年、35年に竣工。西側の特別教室棟は昭和51年に竣工いたしました。

普通教室棟につきましては既存の校舎を解体し、新たな校舎を建設いたします。特別教室棟につきましては、内外装の大規模改装を行うことで校舎の長寿命化を図ってまいります。

これらの整備に当たりましては、学習環境の向上を図るため、普通教室の面積の拡大、可能な限りの校庭の拡大、諸室の配置変更を行うとともに、防災防犯機能の向上を図ってまいります。

続きまして12ページをごらんください。校舎の配置計画でございます。具体的な校舎の位置はページ中ほどの図面をごらんください。改築する普通教室棟は現状と同じ北側に配置し、校庭の日当たりを確保します。また普通教室を南向きに配置し、良好な学習環境を確保するとともに、1階に屋内運動場、屋上にプールを整備し、校庭の面積の拡大を図ります。

改修する特別教室棟には新たに学童保育クラブをわくわくチャレンジ広場に近接して整備いたします。なお、改築・改修工事期間中は既存の屋内運動場及び校庭を使用することにより、児童への影響を可能な限り小さくしてまいります。

続きまして仮設校舎の概要でございます。13ページをごらんください。こちらもページの中

ほどに配置図を記載してございます。仮設校舎は既存の普通教室棟の解体、建設のための工事エリアを確保するため、普通教室棟の南側、中間地点ほどに配置をいたす予定でございます。仮設校舎の建設に当たりましては、当然のことながら児童の安全を確保するとともに、普通教室は可能な限り南向きに配置してまいります。

続きまして15ページをお開きください。今後想定される工事スケジュールでございます。設計には最大24カ月かかります。また工事におきましては最大52カ月を要します。設計工事は一部並行作業が可能でございます。また各工程につきましては今後可能な限りの効率化を図ってまいりまして、期間を短縮するように進めてまいります。

ただし先ほど申しあげたとおり、埋蔵文化財の試掘結果によりましてはこのスケジュールに大幅な影響が出るということが考えられます。

続きまして項目のⅢ「検討体制」でございます。17ページ、18ページには一部改築・改修懇談会の運営要綱、19ページには懇談会の経過を記載しています。

1枚目の資料にお戻りください。2の西小菅小学校の一部改築・改修に係る経過でございます。平成28年2月18日に学校関係者説明会を実施いたしました。平成29年2月9日に第1回の一部改築・改修懇談会、平成29年7月26日に第2回の一部改築・改修懇談会を開催いたしました。

またこのほか近隣住民の方々、保護者に対しましては適宜周知等を行っております。今後につきましても、関係する方々に丁寧な情報提供を行ってまいります。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの件についてご質問ございましたらお願いいたします。

塚本委員。

○塚本委員 るるご説明ありがとうございました。ただ、やはりどうしても行政の建物というのは時間がかかるのだなというのがまず第一に感じました。その背景には災害という部分がありますね。いつ何が起こるか分からないという。当然、学校の使命というのは、もちろん子どもたちのためであって、地域に立脚したものなのですが。何か罹災がありますと、いわゆる災害の救護所の機能、長期化する避難所生活の機能も当然ながら担保させていかなければいけない。あるいは最低3日分の備蓄の問題等もございましょうし、という意味では給食室の存在というのはすごく大きいと思うのです。そういった意味では、その辺もあわせて、並行して1日も早く進捗して、いい拠点になるように整備をしていただきたいと。要望です。よろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等5については終わります。

引き続きまして、報告事項等6「就学援助の認定状況について」をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、就学援助の認定状況につきましてご報告させていただきます。

資料右上、注にもございますとおり、数字のほうは平成 25 年度から 28 年度までが、年度末の確定数値、29 年度につきましては 8 月 14 日現在の数字となっております。

それではまず小学校でございます。小学校の 29 年度、今年度の状況でございますが、5 月 1 日現在の児童数は 2 万 322 人、申請者数が 4,830 人。申請率は 23.8%でございます。要保護認定が 363 人、準要保護一般の認定が 3,683 人、費目認定が 190 人、合計で 4,236 人、認定率が 20.8%となっております。

前年同時期比、数字は出ていないのですが、比較いたしますと、認定者数の合計で 121 人の減、認定率で 0.9%減少という状況でございます。

次に中学校の状況でございます。29 年度 5 月 1 日現在の生徒数は 8,698 人、申請者数は 2,837 人、申請率は 32.6%でございます。要保護認定者数は 220 人、準要保護一般が 2,111 人、費目認定が 121 人、合計が 2,452 人という状況でございます。認定率が 28.2%となっております。

同様に昨年同時期と比べますと、認定者数の合計で 150 人の減、認定率で 1.2%の減という状況でございます。

合計につきましては一番下の表に記載のとおりでございます。合計で 6,688 人、認定率が 23.0%ということでございます。

したがって、昨年度同期との比較では全体では合計で 277 人の減、認定率で 1%の減ということになってございます。

最後に過去の認定状況を見ますと 28 年度、小中合計の認定率が 24.9%ということで、平成 27 年度と比較しますと 1.5%の減ということでございます。

今年度につきましても、これから年度末までに約 1%程度伸びる予定でございますので、最終的な見込みにつきましても 28 年度からさらに 1%程度落ちていこうという見込みを立てておまして、こここのところの減少傾向、ペースがそのまま続いているといった状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について何かご意見ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 認定者数は減少しているということなのですが、小学校と中学校を比べると、中学校のほう申請率が高いのだなと感じました。さまざまな家庭の状況の変化ですとか、事情があるのだと思います。

これが先ほどの入学資金の融資ですとか、奨学資金のほうにつながっていくのではないかな

と感じました。それから先ほどの朝食の問題も決して無関係ではないのではないかなと思いますので、いろいろなところにつながっていくのではないかなと感じました。感想といたしますか、感じたことです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等6を終わります。

引き続きまして、報告事項等7『今後の葛飾区立飯塚幼稚園の運営に関する検討会』の検討内容について」をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは『今後の葛飾区立飯塚幼稚園の運営に関する検討会』の検討内容について」のご報告をさせていただきます。

まず資料の1「経緯」でございます。区立飯塚幼稚園につきましては、園児数の減少の状況から昨年度、平成30年度の新入園児募集停止等の提案をさせていただいたところでございますが、保護者説明会等におきまして、保護者の皆さんから「進め方が急である」と、「募集停止までの期間が短か過ぎる」とのご意見を頂戴いたしました。また区議会には保護者の代表の方から保護者も含めた検討を改めて行ってほしいということでの請願が提出され、同請願が採択されたというところがございます。

こうした状況を踏まえまして、私ども教育委員会事務局といたしましては、募集停止の期間を見直ししまして、昨年12月に保護者を含めた検討の場といたしまして、今後の葛飾区立飯塚幼稚園の運営に関する検討会を設置いたしまして、これまで検討を重ねてきたところがございます。

検討の主な内容でございますが、平成15年に示された公立幼稚園のあり方についての報告内容の確認、それから飯塚幼稚園入園状況の分析、そして園児数増に向けた次年度以降の新入園児募集のための広報活動等ということで、8月までに計8回にわたり検討会を開催してきたところがございます。

検討を重ねる中で平成29年度、今年度の4歳新入園児数が明らかになるわけですが、こちらの人数が8人ということでございまして、やはり少人数の状況が続いている・恒常化しているということで、やはり最終的には園児数の確保、これが課題になるのだろうということで、私ども事務局のほうから、次のとおり、次年度以降の園児募集につきまして提案をさせていただいたところがございます。

括弧書きの事務局提案というところをごらんいただきたいのですが、提案の内容は4点でございます。平成30年度の4歳新入園希望者、「入園希望者」と称させていただきますが、こちらが平成29年11月1日、これは願書の受付が始まる日でございます。こちらから入園式前日までの間に15人に満たなかった場合は平成31年度の4歳新入園児の募集を停止する。入園希

望者が当該期間に15人以上となった場合は、平成31年度の新入園児の募集を行う。

(2)といたしまして、ただいま申し上げた(1)によりまして、平成31年度の4歳新入園児の募集を行った場合、平成31年度の入園式前日までに4歳新入園児数が20人に満たなかった場合、平成32年度の4歳新入園児の募集を停止する。

(3)、また(1)によりまして、平成30年度の入園式前日の4歳新入園児数が20人以上となった場合、また(2)によりまして31年度入園募集したときに入園式前日の4歳新入園児数が20人以上となった場合については、翌年度以降、当面の間、園児数の推移を注視しつつ、4歳新入園児の募集をするというもの。

(4)、(1)から(3)の取り扱いにつきましては葛飾区立飯塚幼稚園に限るものとし、平成29年度に行う平成30年度の新入園児募集願書受付時に保護者に対して周知するというものがございます。つまり年度年度で一定の人数基準を設けて、その時点で募集停止の判断をしていこうというものでございます。

この提案に対しまして、保護者代表の各委員からは検討会の中で、さまざまなお意見を頂戴いたしました。いただいた主なご意見を2番に記載してございます。ご紹介させていただきますと、まず「最近の入園児数からみて15人という目標は大変厳しい」というものでございます。

他区の事例では、他区でも基準を設けているところがあるのですが、こちらを10人というところもあるということで、「10人ではどうか」というご提案もいただいたところでございます。

また、園児募集のPR効果というものはすぐにあらわれてこない。裏面ごらんいただきたいのですが、「4歳未満の未就園児の保護者のことを考え、検討期間がもう少しあるといい」というもの。それからまた「4歳新入園児が目標に達しなければ翌年募集しないということが分かれば、なおさら入園希望者が減るのではないか」ということ。それから「昨年まで入園児減少による幼稚園統廃合の話をしらなかった。性急過ぎる」というものが改めて出されたというところでございます。

いずれも検討会の中では根底には園児数が少ないとはいえ、それぞれのお子さんが飯塚幼稚園でしっかりと教育を受けてこられているという強い思いからのご意見であるということも、あわせて伺っております。

このように基準の内容等につきましては、事務局提案に対しまして、全面的なご賛同をいただけたというような状況ではありませんが、一方で保護者代表の委員さんの皆さんからは、やはり3年保育、預かり保育の実施ができないというさまざまな制約がある中とはいえ、保護者としても園児数をふやしていきたいという気持ちはもちろん持っているということでございまして、今後は教育委員会と保護者が協力して事務局提案の達成に向けて、30年度の新入園児獲得に努めていくということで、その点で申し合わせをしてきたところでございます。

このような検討の経緯を踏まえまして、私どもといたしましては、今後この報告内容により

まして、(3)に記載のとおり、区議会、それから検討会委員以外の在園保護者、それから地域の皆さまに対してご説明をさせていただき、ご意見を伺った上で改めて教育委員会の場で今後の園児募集の取り扱いについて、お諮りをさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまの説明についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 事務局提案の来年15人、再来年20人という数値的なことは出てくるのですが、一応これまで話し合ってきて、そういう経過は余りよくわかりませんが、どこかの話し合いの中でこういう案にまとまってきたのかと思います。

ただ、これを決めたからと言って、先ほどの周知徹底というか、そういう状況だということ地域の方にお知らせして、やはり今そういう数字が出ていてこうなっているのだということをお知らせして、皆で一緒に、保護者と教育委員会が一緒になって協力して、そういう周知徹底をまず図ることが第一次原点になるのではないかと思いますので、この事務局案になったとしても、そういう方向性でしっかり取り組んでいくことが大事だと思います。その辺についてはどのように考えているか、お聞かせください。

○**教育長** 学務課長。

○**学務課長** 園児募集に向けましては、やはり私どもも平成15年度のあり方が示されて以降、当然周知はしているのですが、園児の増ということの主眼においたPRの仕方をしていったわけではないというのは、委員の皆さまのご指摘のとおりでございます。

検討会の中でも、早速保護者の皆さんとお話をして、新たなポスター、園児募集のポスターをつくり、既に掲示をしたり、これからまた募集の時期に向けて、各公立施設も含めてポスターを掲示していく予定でございます。

そういったさまざまな取り組みを、できる限りのことを精一杯やりながら、保護者の皆さまと園児、この数を決めたからには、目標を達成できるような形で努めてまいりたいと考えてございます。

○**教育長** 塚本委員。

○**塚本委員** 学務課長のご努力で大変だと思いますし、また保護者の方としても、今、齋藤委員がおっしゃったように、知らなかったという部分の周知方はぜひお願いしたい。

ただ、今学務課長からのご説明ありました、平成15年の公立幼稚園のあり方検討会の提言がやはりどうしても共通認識のベースになろうと思います。ただそれは単に数の公的な資金の注入という費用対効果だけではなくて、本来ある幼稚園教育のあり方という部分をやはり忘れずに進捗していかないといけないと思います。

一般の保育園と、あるいは私立幼稚園もだいぶ閉園、閉室しているような今の経済環境ですから、本来の公立幼稚園としての使命というのと、子どもの教育という非常に大きな部分がその背景にあることも合わせて、地域住民の方にも理解を賜って、進めていただきたいという意見でございます。お答えは結構です。

**○教育長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

**○日高委員** 今、塚本委員がおっしゃったように、非常に重要な部分だと思うのです。やはり子どもたちにとって集団教育を行うわけですから、どれほどの子どもたちがいたときに、いい教育ができるかというのは本当に課題だと思います。

そういう意味でも事務局は提案もしていますから、この数値は大事にしないと。これがぶれ始めるとガタガタしてしまいまして、要するに構想が見えなくなってしまうのです。ですからこの数字は大事にいただきたいと思います。

そして、やはり保護者の皆さんたちからも性急過ぎたというお話もありますから、何度でも説明をして、そして気持ちを整えて、方向が見いだせるようにぜひ頑張っていただきたいと思います。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等7を終わります。

報告事項等8「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** 「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」ご説明いたします。この事業につきましては中期実施計画、平成28年度から平成31年度に位置づけまして、発達障害の児童・生徒に対しての在籍校における支援体制を整備するとともに、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の設置の検討を行い、重層的な支援体制を整備することによって、発達障害のある児童・生徒、一人一人の生活上や学習上の困難さの改善を図るために、検討等を行っているものでございます。

進捗状況につきましては、小学校特別支援教室の導入におきましては、平成28年度より全ての区立小学校で特別支援教室を設置して、巡回指導を実施しております。平成29年4月に638人おりました児童につきましては7月末現在では672人となり、増加傾向が続いております。

今後につきましても、管理職や巡回指導教員等、それぞれの職層に応じた研修を行い、専門性の向上を図るとともに適切な退室に向けた効果測定等について、検討をしております。

(2)の「中学校特別支援教室導入について」です。中学校につきましては平成28年度から

2カ年間で中学校における特別支援教室モデル事業を東京都から受託をし、平成30年度の全学年実施に向けて取組みを行っております。

平成29年度では、中学校特別支援教室モデル事業による指導を希望した中学校1年生の生徒が60名ほどございます。その60名が巡回指導を受けております。また平成30年度から全学年実施に向けて、教室入室生徒に対してより細かな指導を行うために、今年度の夏季休業を活用し、常磐中学校・青葉中学校で拠点校に2校増設する教室整備を行っております。

(3)「自閉症・情緒障害学級(固定学級)設置に向けた検討」につきましては、特別支援教室における指導では、障害の改善が困難な児童・生徒を対象とした自閉症・情緒障害特別支援学級(固定)を設置することにより、重層的な支援体制を整備し、発達障害のある児童・生徒一人一人の生活上や学習上の困難さの改善を図るために検討を進めております。

設置校につきましては、小学校・中学校9年間の系統的な指導が行える等の点から、高砂けやき学園小学校・中学校への設置を検討しております。設置時期につきましては中期実施計画上では平成31年度において設置準備を進めるということになってございますが、同学園の改築スケジュールや東京都への設置申請等と整合性を図りながら決定をしていきたいと考えております。

「今後の予定」といたしまして「小学校特別支援教室の導入」につきましては、現在拠点校7校で巡回指導を行っておりますが、入室児童が増加傾向であることや、入室児童に対するより細かな指導を行うために、平成31年度に拠点校を4校増設し、11校の拠点校での指導展開に向けて、今年度平成29年度では拠点校候補の現地調査を行い拠点校選定のための情報収集と指導体制の検討を行ってまいりたいと考えております。

(2)の「中学校特別支援教室」につきましては、小学校特別支援教室で指導を受けた小学校6年生の中学校への円滑な接続、平成30年度の全学年実施に向けた指導体制や指導方法の検討を行ってまいります。また、こちらの参考資料1・2・3のとおり、中学校の拠点校でのグループ分けの変更の状況と小学校・中学校の特別支援教室の状況等を掲載しております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまの説明について何かご質問、ご意見はありますか。

日高委員。

○**日高委員** 特別に支援を要する子どもたちというのは、確実にふえてきています。そして、充実すればするほど理解が得られるという感じですね。4月に638名であったにもかかわらず、7月までの3カ月間で672名にまでも膨れ上がったという。こういう事態から見ると、まだまだ働きかけによってはふえていく可能性があるのではないかと思います。

ふえた場合の対応というのは非常に難しいでしょうね。この辺りをどう考えているかということと、それからもう一つは高砂けやき学園小・中学校の設置の問題。固定学級は区内にたっ

た一つということになるのですか。

だからこの辺りがどう推移していくのか。今後もっとふやしていく可能性があるのかどうか、その辺について、わかれば教えていただきたいと思います。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 現在、こちらの特別な教育を必要とする児童・生徒さんの増加はしておりますが、こちらにつきましては適切な退室を見きわめるための検討も行っておりまして、教育が身についた段階で、通常学級に戻っていくということを道筋として行っていきたいと考えております。

それから、固定級につきましては、各学校における特別支援教室での教育自体をベースとしておりますので、区内では高砂小・中学校というのを9年間見据えた教育ができる場所で設定をさせていただければ、今のところ十分かとは考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等8を終わります。

報告事項等9「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）の進捗状況について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 引き続きまして、「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）の進捗状況について」ご説明いたします。

本区の不登校児童・生徒、年間30日以上欠席につきましては、平成27年度までは増加傾向でございましたが、平成28年度につきましては訪問型学校復帰支援の試行実施等の成果もあり、若干数が減少しております。しかし、不登校児童・生徒は依然として発現しております。そのため、不登校への総合対策を葛飾区中期実施計画に位置づけ、検討実施しているところでございます。

「進捗状況」といたしましては、従来の適応指導教室に加えまして、訪問型の学校復帰支援を実施いたしまして、本人や保護者、学校関係機関等の連携を図り、早期の学校復帰支援をしていく機能を備えた教育支援センター（仮称）の設置要綱を作成しております。

(2)の拠点校の拡充検討につきましては、平成28年度において、南綾瀬地区センターでの適応指導教室の試行につきまして、想定人数が約15名程度を想定しておりましたが、6名程度の入級。実際に通級した方につきましては3名程度ということで、その3名も区外の転出等におきまして、対象者がいなくなったということで終了しております。

今年度につきましては、こちらのほうよりも訪問型の学校復帰支援を活用したスクールソーシャルワーカー等による在宅へのアウトリーチ支援を新たに実施することで、小学校を含めた不登校児童・生徒への対策を強化しております。

(3)の「訪問型の学校復帰支援の本格実施」につきましては、昨年度試行で取り組みました訪問型の学校復帰支援を本格的に実施しております。1学期に全校訪問した結果、適応指導ふれあいスクール明石への入級に至った生徒があらわれる等、成果が上がっております。

学校訪問で得た情報につきましては、総合教育センターに今年度から稼働しております「学校教育相談システム」の保管をして一元管理をしております。

なお、訪問型学校復帰支援は今後も各学期1回以上学校のほうに訪問し、継続的に支援を行ってまいる予定でございます。

(4)といたしまして、不登校児童対策「かつしかっ子いきいきシート」の実施におきましては、不登校児童・生徒の報告様式といたしまして「かつしかっ子いきいきシート」を作成し、今年度から活用を始めております。

現在、長期欠席の児童・生徒が発生した場合、学校は長期欠席用紙、長欠様式とともに「かつしかっ子いきいきシート」を区教に提出することにより、当該児童・生徒の不登校要因をより深く把握しようとする教員の姿勢が高まるという成果があらわれております。

この「不登校対策プロジェクト実証研究校の取り組み」といたしましては、本年度は2校において、実証研究を進めております。1校目の幸田小学校におきましては教員等が朝、不登校児童の家庭を訪問する等、登校支援の工夫に取り組んでおります。2校目の中川中学校におきましては、別室（校内適応教室）を確保することにより、登校支援員が常駐し、別室に通う生徒に支援を行いながら、教室復帰につなげる体制を整備しております。

参考に、こちらのほう、過去5年間の葛飾区の不登校児童・生徒の推移を掲載しております。

私からのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ありがとうございます。では、ただいまの件について何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

天宮委員。

**○天宮委員** 28年度は減っているとは言っても、過去5年間の表を見させていただくと、大体ふえておりますね。

これは、本当に難しい問題で、不登校に関しましては原因が恐らく一人一人ばらばら、それぞれあるように思うのですけれども、不登校ということは当然コミュニケーションが少なくなるわけですから、これから大人になっていくにつれて、幸福・不幸分かれるのはどうしても人間関係だと思われまますので、そこはぜひ、それこそ自己肯定感を培うためにも、やはりこれはいろいろな試行をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** こちらの不登校プロジェクトにおきましては、別室登校等につきまして、来年度についても若干校数をふやしていこうかということで現在検討しております。

それから、不登校の生徒さんたちの状態、学校に通える状態、家に引きこもっているのか、家から出られないのかとか、学校にはある条件があれば来られるのかという段階分けをしまして、各段階においてこういった対策がとれるかということを現在検討しております。

そちらのほうははっきりとしてきましたら、学校と協力をしながら対策を進めていきたいと考えております。

**○教育長** そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 9 を終わります。

報告事項等 10「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** 続きまして、中期実施計画に掲げてございます「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」ご説明いたします。

日本語指導が必要な児童・生徒の増加や来日直後等の初期指導等のため、「にほんごステップアップ教室」の設置や東京都公立小・中学校日本語学級設置要綱に基づく日本語学級を設置し、日本語指導の拠点として、充実を進めてまいりたいと考えております。

「進捗状況」といたしましては（1）『「にほんごステップアップ教室」に求められる役割や指導体制』といたしまして、来日直後等の児童・生徒、保護者の初回面接、見立て、判定を行ってまいります。日本語指導が必要な児童・生徒への来所型初期指導、在籍校への日本語通訳の派遣等を「にほんごステップアップ教室」では行ってまいります。日本語指導が必要な児童・生徒、保護者への教育に関する相談機能も備えていきたいと考えております。学校からの要請に基づく支援等を行ってまいりたいと考えております。

指導体制につきましては非常勤職員を想定しておりますが、日本語指導員を配置するほか、日本語指導員の補助をする、有償ボランティア等を想定しております日本語支援員を配置する方向で検討しております。

（2）の「日本語学級に求められる役割や指導体制」につきましては、各教科の授業に日本語で参加できる力の育成として、「特別の教育課程」による日本語指導を実施いたします。教員は東京都からの配置で、日本語指導担当教員が学級数に応じて配置される予定でございます。

（3）の「小・中学校に求められる役割や指導体制」につきましては、当該児童・生徒は各教科に関連した内容が理解できるようになり、興味を持って授業に参加できる段階と考えられることから、小・中学校は当該児童・生徒の支援の段階に応じた指導を進めていただきたいと考えております。

「今後の予定」といたしましては、「日本語指導の在り方検討委員会」を開催し、具体的な手続や支援の流れ、にほんごステップアップ教室等における指導内容等について、検討を行って

まいります。

なお、「にほんごステップアップ教室」につきましては総合教育センターの施設改修において、教室を整備いたしまして、平成30年度の試行設置を目指しております。

また「日本語学級」につきましても、平成30年度の設置に向けた教室整備（新小岩学園松上小学校、中之台小学校、新小岩学園新小岩中学校）を進めております。東京都への設置申請を今後も進めてまいりたいと考えております。

さらに本年12月以降、「にほんごステップアップ教室」につきましては、区民への周知を行うほか、各校において対象児童・生徒の調査を実施する予定でございます。

参考といたしまして日本語指導が必要な児童・生徒数の推移を掲載しております。

私からのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大里委員。

**○大里委員** 先ほどの発達障害、不登校、それからこの日本語指導の必要な児童・生徒、それから保護者もですね。

本当に発達障害、不登校は周りでも聞きますし、今、本当に多いと思います。日本語の指導が必要な児童・生徒、保護者の方も、多いと思いますので、身近な問題として、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上、お願いします。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等10を終わります。

続きまして、報告事項等11「平成29年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状の贈呈について」をお願いします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは「平成29年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状の贈呈」につきまして、お手元に配付してございます資料に基づき、ご説明を申し上げます。

初めに、資料に記載はしてございませんが、本事業の趣旨について、ご説明を申し上げます。本事業は3年間以上継続して葛飾区立幼稚園、小学校並びに中学校の運営に積極的な支援を行い、その功労が顕著である団体及び個人に対し、感謝状を贈呈することによりまして、学校活動のさらなる進展を図ることを目的として、平成26年度から、実施要綱を根拠といたしまして実施をしているものでございます。

資料1の「贈呈者決定までの経緯」でございます。29年度の感謝状の贈呈につきましては、葛飾区立幼稚園長及び各小・中学校長宛てに候補の推薦を依頼しましたところ、18候補の推薦がございまして、実施要綱に基づき審査した結果、全ての候補を感謝状の贈呈者と決定したところでございます。

2の「支援活動内訳」でございます。支援活動につきましては実施要綱に三つの活動を規定してございます。まず「学校教育支援活動」とは学習ボランティア、授業サポート、部活動指導補助などでございます。次に「学校環境整備活動」とは学校内または学校周辺の清掃活動、学校内の花壇の整備、学校施設の維持管理等でございます。3点目の「学校安全支援活動」とは登下校時の見守り、校門での挨拶運動等でございます。

記載のとおり14団体、個人4名という内訳でございます。

3の「贈呈者」でございます。こちらにつきましては裏面をごらんください。上段の1が14団体、下段の2が個人4名の詳細をまとめてございます。表の左から学校名、団体名または個人名、対象活動、活動内容を記載してございます。表面にお戻りくださいませ。

4の「贈呈式」でございます。今年度につきましては記載の日時及び場所におきまして、贈呈式を実施いたします予定でございます。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** それではただいまの件につきましてご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは次の報告事項等12「図書サービスカウンターの設置について」をお願いします。

中央図書館長。

**○中央図書館長** それでは、報告事項等12「図書サービスカウンターの設置について」ご報告をさせていただきます。

「経緯」でございます。現在、新小岩北地域の公共施設（新小岩学び交流館・新小岩保健センター・児童会館・上平井保育園など）でございますが、これらの施設更新に当たり、さらに機能を充実した複合施設として整備するための検討を進めているところでございます。一方、図書館では利用者の利便性の向上を図るための検討・検証も行っております。

新小岩北複合施設につきましては、駅から比較的近い場所で、乳幼児から大人までの区民が集まる施設として、多くの方々が利用することになることから、図書館サービスの一部を実施する図書サービスカウンターを整備し、区民サービスの向上に資することを目指すものでございます。

「機能」でございます。予約資料の貸出、資料の返却を行う窓口と区立図書館の資料検索や予約ができる資料検索機を備えた図書サービスカウンターを設置することを考えてございます。

「開設」につきましては平成33年度中を予定してございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等12を終了いたします。

そのほか、何か全般的にいかがでしょうか。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
それでは続きまして、「その他」3件について、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは「その他」3件について、説明させていただきます。

本日は1の資料配付、2の出席依頼についてはございません。3の次回以降の教育委員会予定は記載のとおりですので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

○**教育長** よろしいですか。それでは平成29年教育委員会第9回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時10分